

第1号様式

法令適用事前確認手続（照会書）

平成15年8月20日

自動車交通局貨物課長 殿

照会者名 有限会社エス・ディ・エス総合研究所 森下 隆

住所 広島県広島市中区光南二丁目18番6号

下記について、照会します。

なお、照会者名並びに照会及び回答内容が公表されることに同意します。

記

1. 法令名及び条項

貨物自動車運送事業法第三条 貨物自動車運送事業法第六条2項

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

産業廃棄物の収集運搬業（積み替え保管を含む）を現有の車両1台を用いて有償で運搬致します。ただし、中間処理施設及び最終処分施設はありません。

当社は他の事業で収益を得ておりますが、リサイクル法等の関係で、当社請負事業で発生する産業廃棄物を元請けの指示により、元請け指示場所に運搬を行うために廃棄物収集運搬業の許可を取得予定ですが、元請けの需要で、収集運搬費用を徴収して、有償で自社車両を用いて運搬予定ですが、廃棄物収集運搬業のみでの事業展開でなく、廃棄物の適正処理を行うために廃掃法の収集運搬業を行いますので、当面1両で事業を行う予定です。

上記内容で、貨物自動車運送事業法第三条の許可申請を行う場合貨物自動車運送事業法第六条2項の基準に合致することの確認

3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

貨物自動車運送事業とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業をいい、当該行為については、貨物自動車運送事業法に基づく許可等が必要となる。

ただし、このような行為であっても、当該運送行為が自己の生業と密接不可分であり、その業務に付帯して行われる場合は、当該運送行為が主要業務の過程に包摂しているものと認められ、貨物自動車運送事業法上の許可等を要しないこととしている。

廃棄物の運送についての現在の取扱いは、廃棄物処理業者が自ら処理施設を保有し処理まで行うものであるかどうかにより許可等の必要性の有無を判断しているところである。

照会者から提示のあった行為は、「当社請負事業で発生する産業廃棄物を元請の需要で、収集運搬費用を徴収して、有償で自社車両を用いて運搬予定である」こと、また、「中間処理施設及び最終処分施設はありません」という事実から、産業廃棄物収集運搬業の許可の有無にかかわらず、「他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する」ことに該当し、貨物自動車運送事業法に基づく許可等が必要であると判断さ

れる。

また、上記許可等を取得せず貨物自動車運送事業を営んだ場合には、貨物自動車運送事業法第3条違反により、「3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」と規定（貨物自動車運送事業法第71条）されているほか、自家用自動車を使用する者に対する行政処分として、自家用自動車を使用制限又は禁止（道路運送法第81条）することができることとなっている。

4．公表の延期の希望（希望する場合のみ）

5．連絡先

広島市中区光南二丁目18番6号

有限会社エス・ディ・エス総合研究所 代表取締役森下 隆

電話 082-243-1306 FAX082-504-6220